

青森県報

第三千二十一号

平成二十年
十二月八日
(月曜日)

目次

告 示

家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……一
公有水面埋立ての免許の出願の要領……………(漁港漁場整備課) ……一

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……二
県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村整備課) ……二
建設業者の許可の取消し……………(上北地域県民局) ……三

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任……………(中南地域県民局) ……三
土地改良区の定款変更の認可……………(上北地域県民局) ……三
右 同……………(同) ……四
土地改良事業の工事の完了……………(同) ……四

告

示

青森県告示第七百七十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により

家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所又は区域	発月日
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	上北郡東北町	平成 二〇二〇 ・一二・三

青森県告示第七百七十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成二十年十一月二十八日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、大間町役場に備えて縦覧に供する。

平成二十年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

- 出願人の住所及び名称
青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

- 青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

下北郡大間町大字奥戸字小奥戸四八三番地及び二番三の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、 の地点から の地点までを順次結んだ線及び の地点との地点とを結んだ線により囲まれた区域

公

告

- 3 面積
 - 七、九六八・七三平方メートル
- 三 埋立てに関する工事の施行区域
- 1 位置
 - 下北郡大間町大字奥戸字小奥戸四八三番地、二番七四及び二番三の地先公有水面
- 2 区域
 - 次の各地点のうち、の地点から の地点までを順次結んだ線及び の地点との地点とを結んだ線により囲まれた区域
 - の地点 X座標 プラス一六六七四七・八五九
 - Y座標 プラス六二八三・六〇七
 - の地点 X座標 プラス一六六八〇三・八六四
 - Y座標 プラス六一三一・八〇四
 - の地点 X座標 プラス一六六九二二・二五九
 - Y座標 プラス六一七五・四五九
 - の地点 X座標 プラス一六六八五一・二〇六
 - Y座標 プラス六三三八・一六〇
- 3 面積
 - 二三、一七〇・二二平方メートル
- 四 埋立地の用途
 - 漁港施設用地

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十年十一月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ひまわり会

三 代表者の氏名

高橋 秀一

四 主たる事務所の所在地

つがる市木造柴田弥生田二の一

五 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者に対して、作業指導及び生活指導に関する事業を行うことにより、社会復帰及び社会参加を推進し、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、板柳中部地区の県営土地改良事業（ほ場整備事業（担い手育成型）（緊急農地集積ほ場整備事業））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年十二月九日から平成二十一年一月十四日まで

三 縦覧の場所

板柳町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 今泉建設工業株式会社

二 代表者の氏名 橋 恵子

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字稲吉二二二の八八四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第五六八二二号

五 取消年月日 平成二十年十一月七日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年十一月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、相馬土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年十二月八日

中南地域県民局長 鳴 海 勇 蔵

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	沢田 健雄	弘前市大字湯口字一ノ安田九〇の二	平成 三〇・九・二六就任
"	成田 秀秋	大字黒滝字一ノ川瀬三〇	"
"	山内 一義	大字五所字里見五二の一	"
"	成田 由弘	大字紙漣沢字山越一六九	"
"	宮川 克彦	大字藤沢字野田八九の一	"
"	福田 義雄	大字相馬字羽根山三六	"
"	石岡 修身	大字下湯口字村元七九の二	"
"	石岡 雄一	大字悪戸字鳴瀬一〇〇の一	"
"	田沢 勝昭	" 字青柳一の一	"
"	石岡 逸実	大字黒滝字一ノ川瀬六七の九	"
"	山内 逸実	大字藤沢字野田一二七の六	"
"	宮川 文雄	大字悪戸字青柳二一一	"
"	清野 和弘	"	"
理 事	成田 功一	大字湯口字一ノ安田九〇の二	三〇・九・二七退任
"	清野 和弘	大字紙漣沢字山越一一一	"
"	成田 健雄	大字悪戸字青柳二一一	"
"	成田 逸実	大字黒滝字一ノ川瀬六七の九	"
"	工藤 幸一	" 字中野三二の六	"
"	石岡 雄一	大字悪戸字青柳一の一	"
"	石岡 修身	大字下湯口字村元七九の二	"
"	福田 義雄	大字相馬字羽根山三六	"
"	宮川 克彦	大字藤沢字野田八九の一	"
"	成田 由弘	大字紙漣沢字山越一六九	"
"	山内 一義	大字五所字里見五二の一	"
"	成田 秀秋	大字黒滝字一ノ川瀬三〇	"
"	沢田 健雄	大字湯口字一ノ安田九〇の二	"
"	清野 和弘	大字悪戸字青柳二一一	"
"	成田 功一	大字紙漣沢字山越一一一	"
"	成田 健雄	大字湯口字一ノ安田九〇の二	"
"	成田 逸実	大字黒滝字一ノ川瀬六七の九	"
"	山内 一義	大字五所字里見五二の一	"
"	成田 由弘	大字紙漣沢字山越一六九	"
"	宮川 克彦	大字藤沢字野田八九の一	"
"	福田 義雄	大字相馬字羽根山三六	"
"	石岡 修身	大字下湯口字村元七九の二	"
"	石岡 雄一	大字悪戸字鳴瀬一〇〇の一	"
"	田沢 勝昭	" 字青柳一の一	"
"	石岡 逸実	大字黒滝字一ノ川瀬六七の九	"
"	山内 逸実	大字藤沢字野田一二七の六	"
"	宮川 文雄	大字悪戸字青柳二一一	"
"	清野 和弘	"	"

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、奥入瀬川東部土地改良区の定款の変更を平成二十年九月九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十年十二月八日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、十和田土地改良区の定款の変更を平成二十年十月十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十年十二月八日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十年十二月八日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十九年災農地災害復旧事業 四八一	六ヶ所村	平成二〇・九・二六
〃 四八二	〃	二〇・九・二七
〃 四八四	〃	〃

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭